

禁複製

許可番号 第03421013067号

産業廃棄物処分業許可証

住所 広島県廿日市市木材港北4番60号
氏名 安田金属 株式会社
代表取締役 安田 秀吉

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

広島県知事 湯崎 英彦



許可の年月日 平成 27 年 4 月 8 日
許可の有効年月日 平成 34 年 4 月 7 日

1. 事業の範囲

事業の区分

中間処理 (圧縮, 切断, 破碎)

産業廃棄物の種類

- 【圧縮】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【切断】 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード及び廃容器包装を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物, 水銀使用製品産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 【破碎】 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず (工作物の新築, 改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず (これらのうち廃プリント配線板, 廃ブラウン管, 鉛製の管又は板, 廃石膏ボード, 廃容器包装及び水銀使用製品産業廃棄物を含み, 鉛蓄電池の電極, 自動車等破砕物, 石綿含有産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。) 以下余白

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

- ア 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成 15 年 12 月 18 日設置
処理能力 廃プラスチック類 4.3 t/日
- イ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成 21 年 11 月 17 日設置
処理能力 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, ゴムくず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず
及び陶磁器くず 2.58 t/日
- ウ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成 24 年 2 月 11 日設置
処理能力 廃プラスチック類 185.6 t/日, 紙くず 166.4 t/日, 繊維くず 71.2 t/日, ゴムくず 90.4 t/日,
金属くず 156.8 t/日
- エ 広島県廿日市市木材港北3番73号 平成 27 年 12 月 2 日設置
処理能力 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 45.408 t/日

(2) 切断施設

広島県廿日市市木材港北6番12号 平成 10 年 3 月 9 日設置
処理能力 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 198 t/日

(3) 破碎施設

- ア 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成 11 年 10 月 18 日設置
処理能力 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 2.9 t/日
- イ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成 22 年 12 月 25 日設置
処理能力 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 2.44 t/日
- ウ 広島県廿日市市木材港北6番14号 平成 13 年 3 月 30 日設置
処理能力 廃プラスチック類, 紙くず及びゴムくず 4.58 t/日, 木くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 4.65 t/日, 繊維くず 4.73 t/日, 金属くず 4.6 t/日
- エ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成 16 年 3 月 17 日設置 処理能力 紙くず 12 t/日

- オ 広島県廿日市市木材港北6番39号 平成29年10月28日設置
 処理能力 廃プラスチック類 4.64 t/日, 紙くず 2.32 t/日, 木くず 4.08 t/日, 繊維くず 2.88 t/日, ゴムくず 5.2 t/日, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 5.84 t/日
- カ 広島県廿日市市木材港北3番48号 平成25年3月17日設置
 処理能力 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.6 t/日
 許可年月日 平成25年2月20日 許可番号 第A01049号
- キ 広島県廿日市市木材港北3番11号 平成26年2月28日設置 処理能力 紙くず 4 t/日

(4) 保管施設

- ア 広島県廿日市市木材港北3番73号 26 m³, 金属くず 24.375 m³, 屋内保管
- イ 広島県廿日市市木材港北3番73号 26 m³, 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 19.875 m³, 屋内保管
- ウ 広島県廿日市市木材港北6番12号 170 m³, 金属くず 850 m³, 屋内保管
- エ 広島県廿日市市木材港北6番12号 8 m³, 廃プラスチック類, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 8 m³, 屋内保管
- オ 広島県廿日市市木材港北6番12号 8 m³, 木くず 8 m³, 容器保管
- カ 広島県廿日市市木材港北3番11号 10 m³, 廃プラスチック類 5 m³, 屋内保管
- キ 広島県廿日市市木材港北3番11号 15.2 m³, 廃プラスチック類 14.25 m³, 屋内保管
- ク 広島県廿日市市木材港北3番11号 101.1 m³, 紙くず及び金属くず 124.2 m³, 屋内保管
- ケ 広島県廿日市市木材港北3番11号 44 m³, 紙くず 48 m³, 屋内保管
- コ 広島県廿日市市木材港北3番11号 18.92 m³, 繊維くず 18.84 m³, 屋内保管
- サ 広島県廿日市市木材港北3番11号 16 m³, ゴムくず 15 m³, 屋内保管
- シ 広島県廿日市市木材港北3番11号 16 m³, 紙くず 15 m³, 屋内保管
- ス 広島県廿日市市木材港北3番11号 17.76 m³, 紙くず 11.592 m³, 屋内保管
- セ 広島県廿日市市木材港北3番11号 4 m³, 紙くず及び金属くず 0.96 m³, 屋内保管
- ソ 広島県廿日市市木材港北3番11号 6.8 m³, 紙くず及び金属くず 1.92 m³, 屋内保管
- タ 広島県廿日市市木材港北3番11号 59.2 m³, 紙くず 138.72 m³, 屋内保管
- チ 広島県廿日市市木材港北3番11号 20 m³, 紙くず 24 m³, 屋内保管
- ツ 広島県廿日市市木材港北6番15号 45.43 m³, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 78.3 m³, 屋内保管
- テ 広島県廿日市市木材港北6番15号 30 m³, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 51.3 m³, 屋内保管
- ト 広島県廿日市市木材港北6番15号 1.31 m³, 紙くず及び繊維くず 1.8 m³, 屋内保管
- ナ 広島県廿日市市木材港北6番15号 1.31 m³, 木くず及びゴムくず 1.8 m³, 屋内保管
- ニ 広島県廿日市市木材港北6番39号 9 m³, 廃プラスチック類, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 16.2 m³, 屋内保管
- ヌ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10 m³, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず (いずれも廃蛍光管に限る。) 18.9 m³, 屋内保管
- ネ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875 m³, 廃プラスチック類, 紙くず及び木くず 18.75 m³, 屋内保管
- ノ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10 m³, 紙くず及び繊維くず 9.375 m³, 屋内保管
- ハ 広島県廿日市市木材港北6番39号 12 m³, 廃プラスチック類, 木くず及びゴムくず 11.25 m³, 屋内保管
- ヒ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875 m³, 廃プラスチック類, 紙くず及び木くず 11.69 m³, 屋内保管
- フ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875 m³, 廃プラスチック類及び金属くず 18.75 m³, 屋内保管
- ヘ 広島県廿日市市木材港北6番39号 16.875 m³, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 18.75 m³, 屋内保管
- ホ 広島県廿日市市木材港北6番39号 12 m³, 木くず 11.25 m³, 屋内保管
- マ 広島県廿日市市木材港北6番39号 10 m³, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 9.375 m³, 屋内保管
- ミ 広島県廿日市市木材港北6番39号 6.6 m³, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 6 m³, 屋内保管
- ム 広島県廿日市市木材港北3番48号 18.98 m³, 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 37.8 m³, 屋内保管
- メ 広島県廿日市市木材港北3番48号 8.06 m³, 廃プラスチック類, 紙くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず及び陶磁器くず 16.2 m³, 屋内保管
- モ 広島県廿日市市木材港北3番48号 8.06 m³, 廃プラスチック類, 紙くず及び金属くず 16.2 m³, 屋内保管

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

- 平成27年4月8日 更新許可 (優良認定)
- 平成27年12月7日 事業の用に供する施設の変更
- 平成28年7月15日 事業の用に供する施設の変更
- 平成29年10月30日 事業の用に供する施設の変更
- 平成30年10月25日 事業の用に供する施設の変更

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無